

2 6 川 監 公 第 5 号

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日付け 2 5 川監報第 7 号で報告した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

26川総行革第26号

平成26年4月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年10月10日付け25川監報第7号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成25年度第1回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 現場の安全に関する指導を行うべきもの

[指摘の要旨]

次の工事において、掘削現場における地盤の崩落防止策及び高所作業における墜落防止策を講じずに作業が行われていた。

- (1) 道路照明設置その7工事
- (2) 中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その5）工事
- (3) 小田公園第1期整備工事

(4) 生田根岸歩道橋補修工事

関係法令の規程に基づく安全対策が講じられていなかったことから、監督員は請負者に対し現場の施行に関する安全対策について指導されたい。

[措置内容]

(1)、(2)及び(3)については、土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが1.5mを超える現場においては、掘削深さ、土質、地下水位等を考慮し、原則として土留を設置することとされていることから、監督員は土留に関する規定等を再認識するとともに、施工上の安全に関する指導を徹底するよう、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

(建設緑政局道路河川整備部道路施設課、同南部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター整備課)

(3)及び(4)については、労働安全衛生規則の規定によると、高さ2m以上の高所作業を行う場合においては、作業床を設けることなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされていることから、監督員は請負者に対し、高所作業の際の安全対策について指導を徹底するよう、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

(川崎区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課)

2 その他改善を要するもの

(1) 請負金額の変更を伴わない工事変更において適切な手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

工事変更に伴う請負金額の変更を行わないことについて、請負者から書面による承諾を得ていなかった事例

[措置内容]

工事変更に伴う請負金額の変更を行わないことについて、請負者から書面による

承諾を得ていなかったことから、川崎市建設緑政局請負工事設計変更ガイドラインに従い適切に行うよう、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(建設緑政局等々力緑地再編整備室)

(2) 高力ボルトによる現場継手工において検査結果を確認すべきもの

[指摘の要旨]

部材の取付工事における高力ボルトの締付け検査において、記録の提出を求めず検査結果を確認していなかった事例

[措置内容]

高力ボルトの締付け検査において、記録の提出を求めず検査結果を確認していなかったことから、鋼部材の連結に高力ボルトによる摩擦接合を採用する場合には、川崎市土木工事共通仕様書に従い品質管理を行い、監督員は検査結果を確認するよう、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

なお、現場継手工において採用した高力ボルトについては、所定の軸力が導入されていることを受注業者とともに確認し、確認結果報告書を受領しました。

(建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(3) 設計変更を行う工事において適切な手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

設計図書及び請負金額に関する変更について、請負者との指示、協議等の手続を書面により行っていない事例

[措置内容]

本工事の設計変更に伴う変更契約の手続きにおいて、設計変更に係る事前協議取扱要綱に定める請負者との書面による指示、協議が行なわれていなかったことから、設計変更契約前において請負者に施工を指示する場合には、工事打合せ書により請負者と協議を行うよう、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所、宮前区役所道路公園センタ

一整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

(4) 材料費の算定において適切な見積りを取得すべきもの

[指摘の要旨]

橋りょうの補修工事の積算において、材料の単価を、メーカー又はその代理店の見積りによらず、請負者から取得した見積りにより算定していた事例

[措置内容]

材料単価の算定において請負者からの見積りを採用していたことから、メーカー又はその代理店から見積りを取得することについて、建設緑政局各部署及び各区役所道路公園センターに通知するとともに、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(5) 緊急工事における出来高清算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

公園緑地の緊急整備工事における一部の指示工事において、請負者の提出物から設計変更に計上した人工数等を確認できなかった事例

[措置内容]

公園緑地の緊急工事において、作業人工数及び使用機械の確認が不十分だったことから、「公園施設等補修(緊急)工事における設計・監督の取扱要領」に基づき、作業人工の職種と人工数及び使用機械の名称と規格を確認する「施工費等内訳」の使用について建設緑政局各部署及び各区役所道路公園センターに通知するとともに、再発防止に向けて、説明会等により職員に周知徹底しました。

(幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課)

(6) 見積りを根拠とした設計変更において適切な単価を設定すべきもの

[指摘の要旨]

水路改修工事に使用した材料の単価の設定において、取得した見積りについて適

切な精査を行っていなかった事例

[措置内容]

材料単価の設定においては、土木工事標準積算基準で「見積りは原則として3社以上から取得し、やむを得ずに2社以下となる場合は、最低価格の90%とすること。」と規定されていることから、この見積りの取扱及び審査における設計・積算チェックリストの活用について、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(多摩区役所道路公園センター整備課)